

あかの民商ニュース

阿賀野民主商工会
阿賀野市南安野町一・三八
〇二五〇・六二・七一五八

NO 1811

商売くらし
に役立つ！
全国
商工新聞
月/500円

新型コロナウイルス感染症に伴う

傷病手当金（国民健康保険）

支給対象者（1から3の全てに該当する人）

- ① 勤務先から給与等の支払いを受けている人
- ② 新型コロナウイルスに感染または発熱等の症状があり感染が疑われる人で、その療養のために労務に服することができず、その期間が3日を超える人
- ③ 労務に服することができない期間に対する給与等の支払いの全部または一部を受けられない人

支給対象期間

令和2年1月1日から令和3年9月30日までの間で、新型コロナウイルスに感染または感染が疑われるため療養したにより労務に服することができなかった期間

- （注意1）入金が継続する場合は最長1年6ヶ月まで延長されます
- （注意2）労務に服することができなかった期間のうち、最初の3日間は待期間として除算されます



支給額

直近の継続して3ヶ月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×3×日数

- （注意）給与等の全部または一部を受け取ることができない場合は、支給が調整または支給されない場合があります。

申請方法（1から4の書類を提出）

- ① 阿賀野市国民健康保険傷病手当金支給申請書（世帯主記入用）
- ② 国民健康保険傷病手当金支給申請書（被保険者記入用）
- ③ 国民健康保険傷病手当金支給に関する証明書（事業主記入用）
- ④ 傷病手当金に関する意見書（医療機関記入用）

問い合わせ先

阿賀野市 民生部健康推進課 国保年金係

飲食関連事業者等に対する事業継続支援金 時短要請枠）

事業概要

7月末以降の感染拡大に伴う飲食店等への時短要請により、売上が減少した飲食関連事業者を支援

対象者

令和3年8月以降に発令した時短要請区域の市町村にある飲食店と直接取引があり、県内に本社又は本店がある法人又は個人

支給要件

以下に掲げる項目すべてを満たすこと

- 時短要請区域の市町村にある飲食店と直接かつ継続的な取引があること
- 令和3年7月～9月までのいずれか1ヶ月の売上が前年同月比で20%以上減少していること
- 申請時点において事業を行っており、今後も事業を継続する意思があること



支給額

1事業者20万円（県内で複数事業所を営営する場合40万円）

県全域に特別警報拡大

対象期間 9月3日から9月16日まで

対象施設 食品衛生法上の営業許可を取得している

左記の施設

- 接待を伴う飲食店
 - 酒類を提供する飲食店（カラオケ店等含む）
- 対象区域 県内全域（全市町村）
- 要請内容

- 午後5時から午後8時までの時間短縮営業（酒類提供は午後7時まで）

なお「にいがた安心なお店応援プロジェクト認証飲食店（申請中含む）」は午後5時から午後9時までの時間短縮営業（酒類提供は8時まで）となっています。

下記の時間短縮のお知らせを店舗内外に貼っておきましょう。（例）

当店をご利用のお客様へ

営業時間短縮のお知らせ

新潟県の要請に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、下記のとおり営業時間を短縮させていただきます。

通常の開店時刻 時 分 通常の閉店時刻 時 分

酒類の提供は 時 分まで

実施期間 9月3日～9月16日

実施期間中の営業時間 時 分 ～ 時 分

酒類の提供は 時 分まで

ただし、は休業します。

お書き添えの上お持ち帰りは、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

施設名 所在地 新潟市

（責任者：）